

令和 8 年 3 月 16 日
土 木 部 監 理 課

**独占禁止法に違反する行為を行っていた企業に
対して指名停止措置を行いました**

特定地方公共団体等（富山県ほか 43 団体）が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札等の参加業者らが、令和 7 年 12 月 19 日、公正取引委員会から独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとされたことについて、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領別表第 2、第 4 号により、下記のとおり指名停止を行いました。

記

1 指名停止措置業者

- (1) 日本交通技術株式会社 (東京都台東区)
- (2) 大日コンサルタント株式会社 (岐阜県岐阜市)
- (3) 株式会社トーニチコンサルタント (東京都渋谷区)

2 指名停止

- 上記 1 (1) 令和 8 年 3 月 16 日から令和 9 年 1 月 15 日まで (10 か月)
- 上記 1 (2)～(3) 令和 8 年 3 月 16 日から令和 8 年 8 月 15 日まで (5 か月)

※ 新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項 (別表第 2、第 4 号)

措 置 要 件	期 間
4 新潟県、富山県及び石川県の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の相手方として不適当であると認められるとき。	8 カ月以上 18 か月以内

※ なお、上記 1 (2)～(3) の 2 社は課徴金減免制度対象業者であるため、指名停止期間を 2 分の 1 に短縮し、5 か月としている。

本件についてのお問い合わせ先
監理課建設業室 [担当] 佐藤、細川
(直通) 025-280-5839 (内線) 3202